

外部会計監査人候補者選定及び評価基準

2015年12月8日

アクシアル リテイリング株式会社

監査役会

1 外部会計監査人候補者選定基準

当社における外部会計監査人候補者は、各監査役が以下の指名方針に基づき指名し、監査役会の承認決議により選定する。

(1) 指名方針

- ① 株主の負託に応え、会計監査人としての職務を適切に遂行できる者であること。
- ② 当社の事業内容を理解し、中立的・客観的観点から監査を行い、当社の経営の健全性確保に貢献することが期待できる者であること。
- ③ 監査役監査との連携の重要性を認識し、監査役と適切なコミュニケーションがとれる者であること。
- ④ 日本公認会計士協会が定める上場会社監査事務所登録制度に登録し、企業会計審議会が定める監査に関する品質管理基準を満たす監査法人であること。
- ⑤ (2)に定める欠格事由に該当しない者であること。

(2) 欠格事由

- ① 反社会的勢力との関係が認められる者
- ② 会社法第337条第3項に定める欠格事由に該当する者
- ③ 会計監査人の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者

2 外部会計監査人評価基準

当社における外部会計監査人の評価は、監査役会が以下の評価基準によって行い、解任又は不再任の方針に従って、再任を検討する。

(1) 評価基準

- ① 外部会計監査人の状況及び品質管理体制
 - ・ 監査法人の概要
 - ・ 適格性に関する事項の相当性
 - ・ 監査品質、管理体制等の相当性
- ② 外部会計監査人の監査の方法
 - ・ 監査計画の相当性
 - ・ 監査の実施プロセスの相当性
- ③ 外部会計監査人の監査結果
 - ・ 監査結果報告の相当性
- ④ 執行部門の意見

(2) 解任又は不再任の方針

- ① 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する。
- ② 会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する。
- ③ 取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定する。

以上